



Title	近代日本の法治主義と行政裁判制度改革論
Author(s)	小野, 博司
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49373
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【6】	
氏 名	小 野 博 司
博士の専攻分野の名称	博 士（法 学）
学 位 記 番 号	第 2 2 6 4 5 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 21 年 3 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	近代日本の法治主義と行政裁判制度改革論
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 中尾 敏充 （副査） 教 授 三成 賢次 教 授 三阪 佳弘

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、1890（明治23）年制定・施行の行政裁判法を中心に構築された明治行政裁判制度に対する大正・昭和戦前期における改革論を手がかりにして、「形式的法治主義から実質的法治主義へ」という法治主義原理の転回の歴史的成立条件について考察することを目的とするものである。

本稿の課題は、以下の2点である。

第1点は、戦後の行政訴訟法制の歴史的起源の1つである大正・昭和戦前期における行政裁判制度改革の全貌を明らかにすることである。具体的には、臨時法制審議会が策定した行政裁判法改正綱領（1928）と行政裁判法及訴願法改正委員会が起草した行政訴訟法案（1932）の策定・起草過程および内容の分析を中心にこの問題に取り組んだ。

第2点は、こうした大正・昭和戦前期にかけての行政裁判制度改革を可能とする条件がどのように形成されたのかを行政裁判所に注目しながら明らかにすることである。そもそもは行政権の自由の確保を目的に設置された機関であった行政裁判所が、なぜ国民の権利救済と行政監督の強化という実質的法治主義原理に基づく行政裁判制度改革を志向するようになったのかを明らかにすることで、この問題を検討した。

以上の課題設定のもとでの本稿の構成は、以下のとおりである。

第1章では、行政裁判法を中心に構築された明治行政裁判制度を「行政裁判権に対する行政権の優位」という観点から分析し、その特徴と背景を明らかにした。

第2章では、明治30年代以降の行政裁判所の内部分析を行った。「行政裁判権に対する行政権の優位」という観点から設置された行政裁判所が、この時期に後の改正作業での立ち位置となった「行政権に対する行政裁判権の優位」を志向するようになった理由を長官人事、裁判権行使、行政裁判法改正問題の3点から考察した。

第3章では、臨時法制審議会およびそこで策定された行政裁判法改正綱領について検討した。最初に臨時法制審議会への諮問の経緯およびそこに見られる行政裁判所の政治的働きかけについて明らかにした後に、行政裁判法改正綱領の起草過程を検討した。加えて、行政裁判法改正綱領の内容を当時の行政裁判所の改正構想に留意しながら分析する作業を行った。

第4章では、行政裁判法及訴願法改正委員会およびそこで作成された行政訴訟法案について検

討した。最初に行政裁判法及訴願法改正委員会設置の経緯およびそこに見られる行政裁判所の動きについて明らかにした後に、行政訴訟法案の起草過程を検討した。続いて、行政訴訟法案の内容を、行政裁判法、行政裁判法及訴願法改正綱領、行政事件訴訟特例法（1948（昭和23）年）、行政事件訴訟法（1962（昭和37）年）の内容に留意しながら分析した。

以上の作業の結果、本稿が明らかにした点は、以下の2点である。

第1点は、精神的自由権や身体的自由権に関する事件を出訴事項に加えたことからわかるように、大正・昭和戦前期における行政裁判制度改革作業が実質的法治主義に立脚するものであり、戦後の行政訴訟法制改革を先取りするものであったことを明らかにし、戦前から戦後にかけての行政訴訟法制改革の系譜を跡づけたことである。

第2点は、行政裁判所が自身の権限拡大を目指し唱えた「行政権に対する行政裁判権の優位」という考えのもとで行った大正・昭和戦前期における行政裁判制度改革作業を通じて、戦前にいてすでに「形式的法治主義から実質的法治主義へ」という法治主義原理の転回がある程度準備されていたということである。

論文審査の結果の要旨

本学位論文は、「近代日本の法治主義と行政裁判制度改革論」をテーマにし、明治行政裁判制度に対する大正・昭和戦前期における改革論が手挂かりに、「形式的法治主義から実質的法治主義へ」という法治主義原理の転回の歴史的成立条件について考察したものである。

第1章では、行政裁判法を中心に構築された明治裁判制度を「行政裁判権に対する行政権の優位」という観点から分析し、行政裁判所が行政権の自由の確保を目的に設置された機関であるという特徴とその背景等を明らかにしている。

第2章では、明治30年代以降の行政裁判所の内部分析を行い、第1章で明らかにした特徴を持つ行政裁判所が、なぜ、「行政権に対する行政裁判権の優位」を志向する制度改革を目指すようになったのかを、長官人事、裁判権行使、行政裁判法改正をめぐる問題の3点から明らかにしている。この章で考察された行政裁判所自身の改革主体としての登場とその要因の分析は、本論文で初めて明らかにされたものであり、申請者の資料等の解読の緻密さと論理分析の高さを示したものである。

第3章では、臨時法制審議会および昭和3年行政裁判法改正綱領について、諮問の経緯、行政裁判所の政治的働きかけなどを明らかにしたのち、当時の行政裁判所内の改革構想と比較して、起草過程と内容を明らかにしている。裁判所の組織は、行政裁判所と高等行政裁判所の2審制が採用され、訴訟類型は、抗告訴訟、当事者訴訟、先決問題の訴訟が取り入れられ、出訴事項の内容は、概括的列記主義が採用されており、精神的自由や身体的自由権の侵害に対しても出訴することができた。行政裁判所と美濃部達吉などの改革推進派の立場は、国民の権利救済と行政監督の強化を重視するという実質的法治主義の立場に立つものであったことを明らかにしている。これらの内容についても本論文が初めて明らかにしたものである。

第4章では、まず、行政裁判法及訴願法改正委員会設置の経緯および行政裁判所の動きについて明らかにしたのち、昭和7年行政訴訟法案の起草過程およびその内容を、明治23年行政裁判法、昭和3年行政裁判法及訴願法改正綱領、昭和23年行政事件訴訟特例法、昭和37年行政事件訴訟法の内容に留意しながら分析している。この昭和7年行政訴訟法案についても、裁判所の組織、訴訟類型、出訴事項、訴訟手続について比較検討している。基本的には、この改正作業のなかでも、美濃部が中心的な役割を果たしたことを明らかにし、行政裁判所の委員メンバーがこれに協力しつつ、昭和3年の行政裁判法改正綱領の基本的な考え方が継承され、この法案は、綱領同様、国民の権利救済と行政監督の強化を重視するという実質的法治主義の立場に立つものを明らかにしている。

本論文は、多数の文献や資料を読みこなし、この論文で掲げた課題である、①大正・昭和戦前期における行政裁判所制度改革作業が実質的法治主義に立脚するものであり、戦後の行政訴訟法制改革を先取りするものであったことを明らかにし、戦前から戦後にかけての制度改革の系譜を跡づけたこと、②行政裁判所が自身

の権限拡大を目指して唱えた「行政権に対する行政裁判権の優位」という考えの基で行った大正・昭和戦前期の行政裁判制度改革作業を通じて、戦前においてすでに「形式的法治主義から実質的法治主義へ」という法治主義原理の転回がある程度準備されていたことを、実証的かつ論理的に十分解明していると評価した。本論文は、申請者が自立した研究者として、その能力・知識を十分有していることを証明しており、また、今後、行政裁判制度について研究する際には、必ず参照されるべきものと確信するものである。よって、本論文は博士(法学)の学位論文として十分価値あるものと認める。